



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結び]

(公財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

かけがえのない一人ひとりの人権に思いを寄せて……
残暑お見舞い申し上げます。

◇人を支えること、ともに支え合うこと◇

●支援のあり方考える

前号に引き続き、DV（ドメスティック・バイオレンス＝家庭内暴力）の被害者である悦子さんの話です。電話相談を受けて、役所の担当者にも提案を含めてお話をしましたが、それから状況は動いたのかどうか気がかりです。1カ月ほど経ち、本人に何度か電話をしましたが、留守でした。そこで、役所の担当者・河合さんに、「その後、どうでしょうか」とたずねてみました。

河合さんは、「悦子さんは（人権相談員に）相談したことも、私には話しません。いままでと変わらないんですよ。悦子さんは相談されて、いろいろとアドバイスをいただいたのに……」と残念そうに言われます。

河合さんの話を聞いて、「やはり、そうか」と妙に納得してしまいました。というのは、悦子さんにとっては、「自分の訴えを聞き入れてもらえない人たち」なのですから、心を閉ざしてしまっているのかもしれませんが。

河合さんの話から、悦子さんを取り巻く状況が少しばかりわかってきました。

「（悦子さんは）私には言いませんが、まわりの関係機関には訴えておられるようです。平成14年ぐらいから、保健師のほうで電話相談を受けていまして、内容は毎回同じ（『前住んでいたところに戻りたい』という訴え）ようです。最近では、息子さんのことが加わりました。

これまでも、だいたい一年のうち、波があって、6月ぐらいから2か月ほど同じような訴えをなさり、秋口には収まるという感じです。

これまでは、保健師のほうでお話を聞くだけでしたが、ちょっと積極的に働きかけようとしています。悦子さんにデイケアなどを紹介して利用してもらおうというわけ

です。いままでは本人が合わないということでやめていました。これからは、月1回ぐらい会いながらすすめていこうとしています」。

平成14年といえば、9年前です。正直言って、「それくらいの歳月を重ねても、こんな関わりしかできないのか!？」と内心忸怩たる思いになります。話によると、以前は地域の民生委員にも相談していたようですが、「私たちに言われても、何ともならないこともあるのよ」と言われて、頼れる人がますますいなくなります。

内閣府が行った「配偶者からの暴力被害者の自立支援等に関する調査」（2006年）によると、暴力被害者が求める「国や地方公共団体からの支援」ということでは、「公的賃貸住宅に入居しやすくしてほしい（特別枠、優先入居等）」「公的賃貸住宅の申請や入居時の条件を緩和してほしい（保証人、住民票の有無等）」などの回答が多かったといえます。

心の病を抱えながら生きている悦子さんの望みを少しでも叶えられないものか、寄り添って心のキャッチボールをしながら、前向きにすすめる手立てはないものでしょうか。息子さんとの関係についても、「人間関係ができていません」と現状を吐露されました。

心の病を抱えた人たちとの人間関係、あるいは信頼関係を取り結ぶのはたしかに難しいかもしれませんが、でも、関わり方次第で、状況は切り拓けるのも事実です。

以前、訪問介護にかかわったときの話です。心の病を抱えて精神的にとっても不安定な状態のなかで、自宅で暮らす女性がいました。夫が勤めに出ている日中、訪問看護師がリハビリなどで週に数回訪問していました。

回数を増やしてヘルパーにも入ってほしいと夫から依頼が来ました。ところが、本人は見知らぬ人が入るということでとても不安がります。ということは、女性（妻）

との人間関係、信頼関係を取り結べないと、受け入れを拒否されて何事も始まりません。そこで、まず訪問看護ステーションにお願いして、訪問看護師に同行して訪問するところからスタートしました。

やっと受け入れてもらえそうだとこのころで、はじめてヘルパーが一人で入ります。一緒に調理をしたり、リハビリのための体操などを行ったりします。通常、在宅介護や看護の場合、介護・看護サービスが終わると、利用者の心身の状態観察やサービス内容などの記録を書いて、利用者本人から確認の印鑑を押してもらいます。しかし、それが通用しない。面談してわかったことですが、目の前でヘルパーが書類を書くという行為は、彼女にとっては不安を増幅させる効果しかもたらしません。

この際、サービス提供上の規則云々ではなく、彼女の精神的安定をはかるとともにヘルパーとの信頼関係構築を最優先するというので、当分、記録を彼女の前で一切書かないようにしたいと提案。夫も快諾されましたが、もちろん、必要に応じてメール・電話等で妻の様子や気付いたことなどを夫に伝えます。

やがて、利用者である妻は、ヘルパーが訪問する時間には玄関まで迎えに出てくるようになりました。表情も和らいでいったといいます。

心の病を抱えている人だからこそ、精神の安定はなによりも優先しなくてはなりません。そして、安心して人間らしく生きる権利は保障されなくてはなりません。

●仕事中にケガで休業。忘れずに休業補償給付の請求を

事業者さんからの相談です。従業員が仕事中、機械で左手の人差し指を切っけてしまい、数針縫う事故を起こしました。病院に行って治療してもらいましたが、当分休業せざるをえません。「その間の傷病手当など、何かあったと思うのだが、教えてほしい」というものです。

業務災害で、負傷して働くことが出来ず、賃金をうけていないとき、その第4日目から、休業補償給付と休業特別支給金が支給されます。支給額は、休業補償給付が（給付基礎日額の60%）×休業日数分、休業特別支給金が（給付基礎日額の20%）×休業日数分、となります。つまり、休業中は給付基礎日額の80%が支給されます。

なお、休業の初日から第3日目までを「待期間」といい、この間は業務災害の場合、事業主が労働基準法（労基法）の規定に基づく休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うこととなります。

「給付基礎日額」とは、労基法の平均賃金に相当する

もので、業務上の負傷の原因となった事故が発生した日又は医師の診断によって疾病の発生が確定した日の直前3カ月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の暦日数で割った1暦日当たりの賃金額です。

休業補償給付を請求するときは、「休業補償給付支給請求書」（様式8号）を所轄の労働基準監督署に提出してください。なお、休業特別支給金の支給申請は、原則として休業補償給付の支給申請と同時にやることになっており、様式も同一です。

●介護サービスの効果、いかに家族を支えるか

前号で山形さんの奮闘ぶりを報告しましたが、やっとヘルパーさんが家に入るようになったようです。

「母親のことですが、母の買い物にヘルパーが週2回同行し、母もヘルパーさんといろいろと話をしながら、近くのスーパーへの往復を楽しんでいるようです。」と近況を知らせてくれました。

とはいえ、喜んでばかりは入りません。山形さんが家事の中心を担うことになり、負担が大きくなったといえます。それでも、「一方、父は皿洗いなどをやってくれ、私を助けてくれるのでありがたいです。その父ですが、パーキンソン病で体が自由に動かないらしく、父の愚痴をきくのが、私の役目になっています。」と、いまや両親を支える大黒柱になっています。

彼は、父親に看護師などに相談することをすすめますが、「世間体」か「プライド」なのか、息子のアドバイスを聞き入れそうにありません。病気に関するパンフレットや患者会の情報等を父親の目に着くところに、さり気なく置いておくのも、一つの手かもしれません。パーキンソン病の進行に不安を感じながら日々暮らしていますから、安心できる情報は何物にも代えがたいでしょう。

奮闘する山形さんも、心の病を抱えています。「普段の生活については何も問題はないのですが、時々幻覚に襲われ、皮膚感覚と視覚がおかしくなり、治るまで2～3時間かかります」と、心の病とうまく付き合いながら、自ら心身のバランスを絶妙にとって、体調の変化に冷静に対応している姿は頼もしく感じます。

母親の介護保険利用に向けたケアマネとの話し合いにあたり、彼は「家族の状態」「母の経緯」「こちらの要望」などをメモとして書き留めていました。そうすることで、ケアマネに的確に必要な情報と本人や家族の要望をきちんと知らせることが出来ます。ぜひ、介護保険を利用しようという人は、参考にしてほしいと思います。